

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：32665

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25780354

研究課題名(和文) 日本型IPSモデルによる就労支援：理論基盤の獲得と制度化実現のための調査研究

研究課題名(英文) Employment Support and Japanese IPS Model: Research for theory construction and implementation

研究代表者

山村 りつ (YAMAMURA, Ritsu)

日本大学・法学部・講師

研究者番号：80609529

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究計画は、概ね計画通りに研究が進められた。当初より予定していた米英におけるインタビュー調査も実施され、日本の調査と合わせて質的調査の比較による理論構築が目指された。研究の公表については、研究最終年度において研究代表者および分担者による学会発表を行ったほか、論文の投稿を行い、現在結果待ちの状態である。

本研究では新たな課題も確認され、さらなる研究計画へ継続されるものとなった。

研究成果の概要(英文)：This research study was roughly carried out as planned. We made two qualitative investigations in United State and UK. From those research, we got ideas about how to make new social service model turn into public services. We also tried to construct of theory through the comparative study those and another research in Japan.

研究分野：障害者福祉政策

キーワード：障害者政策 社会サービスの法制度化 IPSモデル就労支援 精神障害者支援

1. 研究開始当初の背景

本研究の着想に至った経緯としては、まず応募者自身のこれまでの研究がある。応募者は精神保健福祉士としての経験を有し、これまで精神障害者の生活支援、なかでも就労に関する支援を中心に研究を進めてきた。応募者のこれまでの研究成果では、おもにその博士論文および単著(山村 2011)において、IPSモデルの効果を維持しつつ同時にその実現可能性(feasibility)を高めるための制度のあり方について論じ、さらに本来のIPSモデルのいくつかの条件について日本の社会的文化的背景に即した修正の必要性和、そのような修正版IPSモデルの条件を充足するためのわが国の現行制度の改善について指摘している。しかしながらこれらの指摘は、いずれも理論上導き出される可能性の域をでないものであり、実証に至っていないという課題があり、これらのテーマへの取り組みが今後の研究における課題の一つとなっている。一方で応募者は、日々の現場実践者との関わりの中で、現在わが国でもいくつかの事業所がIPSモデルを掲げて就労支援を行っているものの、その中にはIPSモデルに即した実践の実現の難しさから事業を断念する者や、あるいはIPSモデルのフィデリティ尺度 1を十分に満たさない実践などがあることを知り、同時に他方ではIPSモデルと掲げておらずともその要素を多分に含んだ実践が行われていることも確認した。あるいは、自立支援法の施行によって実現した福祉サービスとしての職場内支援は、IPSモデルにおける最も重要な条件の一つであり、このことが近年の精神障害者の雇用率の増加 2 に影響したものだと考えられ(山村 2011)、制度が効果的モデルの実現を可能にした一例だといえ、改めて「効果的モデルのための制度」の重要性を実感してきた。

以上のようなこれまでの研究や思索を通じて、IPSモデルが国民全体に提供されるための制度化と、そのための具体的な方策を提案することの必要性を感じたことが、本研究の着想に至った経緯である。そして、「何を制度化するのか」という前提として、IPSモデルがわが国で本当に効果をもつための諸条件の明確化が重要であり、これまでの研究成果を発展させる実証研究としての意味においても、そのIPSモデルの効果のための諸条件の検証においては、応募者が以前に提案した修正版IPSモデルや、それに至るまでの当事者調査の結果等を参考とし、またより実証的な手法を用いることによりこれまでの研究に続く研究として位置づけたいと考えている。

本研究に関連する国内・国外の研究動向及び位置づけとしては、まず、IPSモデルに関する研究の多くは国外、特にアメリカで展開されている。そもそもIPSモデル自体がアメリカで開発されたものであり(Backer & Drake 2003)、1990年代以降、さまざまな研究がな

されている。ただし、その多くはフィールド調査を主体とした効果測定に類するものが中心となっており、モデルの実施と制度の関連について述べるものは応募者が知る限りみられない。これには、アメリカでは福祉サービスの供給において政府の役割が非常に限定的であると考えられている。しかし、わが国の場合は障害者サービスの多くが細かな制度によって規定されているのが現状であり、制度・施策との関係を無視することはできないといえる。またアメリカでの効果測定のための調査研究の多くは、それがプログラム実施のための資金獲得に影響を与える場合が多いこともあり、IPSモデルの効果を述べた研究は非常に多いが、一方でその課題を指摘するものは少ない。もちろん、IPSモデル自体の効果が高いことも事実であるが、その効果が制限されたり限定的となる場合については、十分な言及がなされていない状況にある。さらに、ソーシャルワーク実践と制度という点においてはイギリスなどでの効果検証の研究がみられ、政策の評価という点で本研究にとっても参考となる点が多いといえる。イギリスでは、2007年度より「SWAN-Project」とされるIPSモデルについて国家レベルでの効果検証のためのRCT(無作為比較実験)が行われているが、こちらは5年に渡る長期計画であり、現在その結果の公表が待たれている段階である。なお、イギリスは障害者の就労支援サービスの多くがNHSを基盤として供給され、サービス供給における制度と実践の関係においてわが国と共通する点も多い。その意味で、イギリスのサービス供給システム自体が本研究に多くの示唆を与えるものだといえる。一方、国内の研究では、国外のような厳密な手続きによる実験研究を行ったものはなく、多くはIPSモデルを取り入れた取り組みの概要を説明し、比較対象や定義が厳密でない簡易的な効果の提示をするのみで、分析における理論枠組みの設定等もなさず、「実践報告」の域を出ていない。またその多くが現場の実践者によるものであることも、このような状況に影響していると考えられる。ただし、国内研究の場合では、実践において生じた課題などへの言及がなされる場合もあり、これらは本研究においても重要な資料となる。とはいえ、いずれにしてもそれらの報告を行う実践者や機関は、IPSモデルの実施に成功した例であり、成功しなかった例に対する比較対象として位置づけることはできるが、それらの報告のみでIPSモデル実現における課題を明らかにすることは難しいと考えられる。

以上のようなこれまでの研究の状況にあつて、本研究の位置づけは、RCTほどの実証性をもつものではないが、就労支援サービス提供機関への聞き取り調査と質的調査の分析手法を用いることで、IPSモデルの実施における現実的な課題を浮き彫りにするととも

に一定の実証性を確保するものであり、その意味でわが国のこれまでの研究とは一線を画すものであるといえる。

2. 研究の目的

本研究計画の目的は、精神障害者のための就労支援モデルであるIPSモデルの制度化へ向けた政策提言を行うことであり、そのための具体的な目標として、()IPSモデルの日本における効果の検証と日本型IPSモデルの同定、()日本型IPSモデルの実施とわが国の現行の福祉諸制度との齟齬の明確化、()日本型IPSモデル実施のための具体的な制度の構築、という3点について研究し、最終的にIPSモデルを供給することのできる具体的な制度を提案するものである。IPSモデルは、米国で生まれたEBP(実証に基づく実践)の一つであり、精神障害者の就労支援において、就職率・給与・就業継続率・費用対効果等における効果が実証されたプログラムであり、わが国でも一部の実践者たちによって行われ、効果をあげている。このIPSモデルの制度化は、わが国での普遍的なサービス供給を実現し、ひいては精神障害者の就労をより一層進めるものとなる。その一助となるための、具体的な政策案を提示することが本研究の目指すところである。

3. 研究の方法

本研究は、アンケート用紙を用いたインタビュー形式の聞き取りを中心とする3年計画の調査研究である。本研究では、日本国内での事業所への聞き取り調査と、アメリカおよびイギリスでのIPSモデル実施機関への調査を行う。前者については、「IPSモデルを掲げている事業所」および「IPSの実施を断念した事業所あるいは実践者」が主な対象となり、併せて40か所程度を予定している。これらをメッセージ分析の技法(大坂ほか2009)を用いて分析し、日本型IPSモデルの条件と、その実施における現行制度との齟齬を明らかにする。また、日本において効果が期待されるIPSモデルの条件を明らかにするために、「IPSモデルを掲げてはいないが職場内支援の実施により効果をあげている事業所」への聞き取りも補足的に行う。アメリカおよびイギリスにおいては、IPSモデルのフィデリティ尺度による評価をクリアしている事業所に対して、主に運営システム、人員配置と業務内容、財源の確保、これまでの実績等について聞き取り調査を行う。ここで得られた知見を基に、必要な条件を備えた具体的な制度モデルの構築を行う。

4. 研究成果

予定通り2つの調査を行い、英米と日本の状況の比較を行った。2人の研究協力者とともにその結果を分析し、IPSモデルによる精神障害者の就労支援実践が、そのモデルの形態を維持した形で日本で展開されるように

法制度化されるための課題や、戦略的手続きについて示唆を得られた。また、社会サービスが法制度化されるまでのプロセスについての理論を仮説として構築した。この理論の検証がさらなる研究課題として最後に示された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計6件)

山村りつ(2015)「基幹的能力の概念を軸とした障害者の賃金についての考察 合理的配慮規定に関連して - 」社会政策学会『社会政策』(査読有),7(1),99-111.

山村りつ(2014)「現代の子どもの生活と児童養護施設の抱える限界」国際経済労働研究所『Int'lecowk』(査読無),69(11・12),19-24.

山村りつ(2014)「所得か自立生活か:わが国の障害年金をめぐる今日の課題」日本大学法学部『政経研究』(査読有),51(3),63-93.

山村りつ(2014)「障害者就労支援サービスにおける個別化の実現と費用分配に関する考察 IPSモデルの実施に関する調査を通じて」日本大学法学部『政経研究』(査読有),51(2),229-262.

山村りつ(2014)「わが国の合理的配慮規定の法制度化とその実効性の展望」賃社編集集『賃金と社会保障』(査読無),(1615・1616)12-24.

山村りつ(2013)「子どもの貧困をどう捉えるべきか」国際経済労働研究所『Int'lecowk』(査読無),68(11・12),7-12.

[学会発表](計3件)

山村りつ(2015.11)「新たな社会サービスモデルの政策導入と標準化のための戦略 イギリスの障害者就労支援サービスの例を参考に」社会政策学会第131回大会(西南学園大学)

山村りつ(2014.9)「Support of Income, or Independent Life?: An Overview of Issues Surrounding Disability Pensions in Japan」日中韓国際社会保障フォーラム(北京人民大学)

山村りつ(2014.6)「合理的配慮規定の効果的活用のための概念理解と運用上の課題」社会政策学会第127回大会(中央大学)

[図書](計 件)

[産業財産権]

出願状況(計 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況（計 件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

山村 りつ (YAMAMURA, Ritsu)
日本大学・法学部・講師
研究者番号：80609529

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：